## 先進事例

さぬき市(H14.4.1 合併)

- 1 新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。
- 2 新市において、ホームページを開設する。
- 3 大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネル は現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への事業拡張は、新市において実施する。
- 4 津田町の防災行政無線、志度町のオフトーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。
- 5 相談業務等については、新市において、現行の相談業務等が実施できるよう調整する。

## 松坂地方合併協議会

1 広報紙の発行

合併時に広報紙の統一を図る。原則として,発行回数は月1回、発行日は毎月上旬とする。 ただし、合併後当分の間は、臨時発行することも含め、合併時まで調整する。

2 住民提案制度等

新市において速やかに検討する。

## さいたま市

広報広聴事業については、以下のとおりとする。

ア広報誌等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。

イ市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

周南市(H15.4.21 合併)

- 1 市・町広報誌(広報誌の発行、広報モニター制度、点字広報の発行、声の広報発行) 新たに制度等を創設する。
- 2 市政・町政だより[電波メディア] (ケーブルテレビ、電光掲示板) 新たに制度等を創設する。
- 3 公聴活動(市政・町政モニター制度、市政・町政懇談会) 新たに制度等を創設する。